



日本共産党 市議会報告



市議会議員
元木美奈子



市議会議員
美勢麻里

2013年4月1日 第1243号
【発行】
日本共産党浦安市議団
市役所内控え室(議会棟1階)
☎&FAX (350)1243

子育ても老後も安心
住み続けたい浦安を

入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

3月議会 意見書

「生活保護引き下げストップ」 就学援助などにも打撃

賛成少数で否決



日本共産党市議団は3月議会で生活保護費の削減に反対する意見書の共同発議を働きかけ、提出しましたが、賛成少数で否決されました。

安倍内閣は生活保護の制度改悪を決めて、新年度予算案において保護費の大幅削減を開始しました。

食費や水道光熱費に相当する生活扶助の基準を今年8月から3年かけて670億円、年末の特別な支出に配慮して支給される年末一時扶助も70億円、合計740億円を削減するとしています。

受給世帯の95%で減

さらに今後、医療扶助の抑制や受給者が働いて得た収入から仕事に関する経費を差し引く勤労控除の廃止、受給者への勤労や親族への扶養義務の強化、行政による調査・指導権限の強化なども見込んでいます。基準の引き下げは1950年の保護法制定以降、これまでに2003度に0.9%、04年度に0.2%の引き下げを行いました。今回は過去に例を見ない大幅な削減

幅となり、減額対象も受給世帯の95%に及びます。

影響は利用者に止まらない

ところが、重大な問題は、影響が生活保護利用者だけに止まらないことです。保護基準は収入が少ない低所得者の生活を支えている国や地方自治体の様々な制度の適用対象の「目安」として連動する仕組みとなっているためです。

最低賃金や住民税 非課税限度額も

影響する制度は、小中学生の学用品代や給食費を支給する就学援助、保育料や医療・介護の保険料の減免制度など少なくとも40近くに及びます。最低賃金は生活保護基準より下回らないことが法律に明記されていて、基準の引き下げは最低賃金の引き下げに連動します。

また住民税の非課税限度額とも連動しているため、新たに課税される世帯が広がります。

ねらいは「社会保障制度の解体」

「就労支援」は6ヶ月を目処に本人が希望していない職種や就労場所まで範囲を広げて早期就労を迫ることが打ち出されています。低賃金の短期雇用、不安定雇用が大半の厳しい雇用情勢の下で、期限を切って早期就労を強いれば、低賃金の不安定雇用につながるざるを得ず、ワーキングプアの大量生産という結果になります。低賃金の短期雇用、不安定雇用による大量の生活保護者が流れ込めば、雇用全体の質を押し下げることが確実です。生活保護は、憲法25条に基づく制度です。消費税大増税と社会保障の一体改革路線は生活保護大改悪を突破口にして、憲法が保障する戦後の社会保障制度の解体を狙っていることは明らかです。

生活保護世帯が急増!

年金や最低賃金の引き上げこそ必要

政府が引き下げの根拠とするのは厚労省の「社会保障審議会生活保護基準部会」の「検証結果」です。同結果は、現行の生活保護基準額が、生活保護を受けていない低所得世帯の生活費を上回っているとしています。しかし、この低所得者の中には本来、生活保護の対象であるにもかかわらず、受けることができないでいる世帯が多数含まれており、これとの比較を判断基準としたなら、際限のない引き下げにつながることは

自明の理です。

生活保護受給者や低所得層が増大したのは、非正規労働者の拡大や賃下げ、首切り野放しなどの雇用破壊、雇用保険の捕捉率の低下、年金制度の脆弱性など生活保護制度の手前であるという社会的構造的要因によるものです。

ここに手を打つことなく、生活保護を引き下げて国民をさらなる苦しみに突き落とす暴挙は断じて許せません。

生活保護は権利

生活保護制度を活用することは憲法第25条で定められた国民の権利です。経済的理由で生活に困っている人は、誰でも申請でき、条件に合っていれば、差別なく平等に保護を受けることができ、国が定める最低生活費と収入の差額を現金や現物で支給され、働いていても年金を受給していても、収入が最低生活費に比べて少ない場合は受けることができます。

浦安市の被保護世帯数の推移 (各年度3月末の数値)

年度 (平成)	世帯数	人員	保護率
19	541	762	4.8
20	578	815	5.0
21	675	984	6.1
22	775	1,167	7.1
23	857	1,257	7.7
24	942	1,307	8.1

平成24年度は25年1月の数、保護率：人口1000人あたりの数

生活保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 食費・被服費・光熱費など	生活扶助	基準額は①食費・医療費などの個人費用と②光熱水費などの世帯共通費用を合算して算出
アパートなどの家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品等	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	福祉事務所が発行する「医療券」を病院窓口に出して医療を受ける
介護サービスの費用	介護扶助	65歳以上の利用料の1割、40～65歳の利用料全額、介護施設入所者の基本生活費など
出産費用	出産扶助	分娩料など、定められた範囲で実費を支給
就労に必要な技術の習得などにかかる費用	生業扶助	生業を営むのに必要な資金や器具、資材の購入費就職支度金など、定められた範囲で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲で実費を支給

国民の目線で日本を変える
いのち・暮らしを守る政治を原点に。



こいけ
小池 晃
あきら

1960年東京世田谷区生まれ、52歳
東北大学医学部卒
日本共産党 副委員長
党政策委員長
前参議院議員
医師

希望ある日本へ
全力でがんばります



てらお
寺尾 さとし

1976年静岡市生まれ、36歳
東京情報大学経営情報学部卒
前日本民主青年同盟千葉県委員長
現在、党・千葉県雇用拡大委員長
妻と千葉市美浜区幸町在住
趣味は、サッカー・野球、旅行

上記の扶助のほかに、母子世帯や障がい者のいる世帯のように、加算により、初めて生活が保障されるとい趣旨で加算があります。70歳以上に支給されていた「老齢加算」は2006年度に全廃され、復活を求めて生存権裁判が行われています。